

植物防疫法施行規則の一部改正等についての意見・情報の募集の結果について

令和 3 年 4 月 27 日

農林水産省消費・安全局

植物防疫法施行規則の一部改正等の案について、令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 25 日までの期間、その改正案を電子政府の総合窓口及び農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間内に、意見の提出はありませんでした。

なお、本件については、あわせて植物防疫法に基づく公聴会を開催し、7 名の方から 7 件の御意見を頂きましたので、あわせてお知らせいたします。

(※「公聴会」とは、「利害関係人及び学識経験がある者」の御意見を伺うために植物防疫法第 5 条の 2 第 2 項に基づいて開催するものです。)

これらのお寄せいただいた御意見に対する当方の見解を別紙のとおり取りまとめましたので、御報告します。

また、これらの御意見について検討した結果、改正案について植物検疫上技術的に見直す点がないと判断されたことから、公表した案のとおり定めることとします。

今後とも植物防疫行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

消費・安全局植物防疫課

代表：03-3502-8111（内線4567）

直通：03-6744-2035